

多子世帯及びひとり親家庭を対象とした ファミリーサポートセンター利用料 補助金の申請方法が変わります



見直しのポイント

インターネットから
申請できる
ようになります

いつでもどこでも
好きな時に
申請できます

申請の履歴や
審査状況が
わかるよう
になります

令和7年12月からは
「宇都宮市電子申請共通システム」
からの申請となります。
申請方法が変わりますので
ご注意ください！

子どもが寝た後に
すきま時間に



電子申請共通システムについてはこちらからご確認ください



使い方が分からない場合は「デジタル活用支援窓口」にご相談ください



詳細は裏面をご覧ください

令和7年12月から電子申請共通システムで申請できるようになります

ファミリーサポートセンターのオンライン化に伴い、多子世帯及びひとり親家庭を対象とした補助金の申請方法を見直しました

これまで

(令和7年11月までの申請)

提出方法

直接持参または郵送

提出物

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 援助活動報告書(原本)

申請期間

利用月の翌月1日から
利用月の1年以内まで
(例)令和7年6月7日に利用した場合、令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

これからは……

令和7年10月利用分から

(令和7年12月からの申請)

提出方法

電子申請共通システムから申請

提出物

- ① 交付申請書兼請求書(システムで作成)
- ② 援助活動報告書(PDF)

※ファミリーサポートセンターオンラインシステムから月報をダウンロードして添付してください

申請期間

利用月の翌々月1日から
利用月の1年以内まで
(例)令和7年10月16日に利用した場合
令和7年12月1日から
令和8年10月31日まで



令和7年9月利用分までについて

令和7年11月まではこれまでどおり、直接持参または郵送で随時、受け付けています。
可能な限り、令和7年11月までにご申請ください。
ご協力よろしくお願いします。

令和7年12月以降に申請される場合は、電子申請になります。
紙の援助活動報告書を写真で
(またはスキャナで読み込んで)添付してください。



申請フォーム等の詳細は、
令和7年11月下旬に市ホームページに掲載します。

多子世帯HP

ひとり親家庭HP

